

こころの健康相談(予約制)

こころに悩みや不安のある人、お酒の問題でお悩みの人、老人性認知症等について心配のある人やその家族の相談に応じます。

相談は無料です。事前に予約をお願いします。

日 時 2月12日(火) 午後1時～3時

場 所 富岡保健福祉事務所 2階 相談室

予約・問合せ先 富岡保健福祉事務所保健係 ☎ 62-1541

エイズ・性感染症検査(無料)

日 時

【通常検査】 午後1時～2時 2月4日(月)・18日(月)・25日(月)

【夜間検査】 午後5時30分～6時30分 2月25日(月)

場 所 富岡保健福祉事務所

検査項目 H I V、梅毒、B型肝炎、C型肝炎、クラミジア・りん菌(予約制、毎回先着5名)

予約・問合せ先 富岡保健福祉事務所保健係 ☎ 62-1541

❖ 確定申告のおしらせ ❖

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、ご自宅等で確定申告書が作成できます。さらに、平成31年1月から、IDとパスワード方式手続済みの人は、IDとパスワードを入力すればe-Taxで申告ができるようになりました。

なお、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

期 間 2月18日(月)～3月15日(金) ※土、日、祝日を除きます。

時 間 午前9時～午後5時(受付：午前8時30分～午後4時)

※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。相談内容が複雑な場合は、午後3時頃までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。

場 所 富岡税務署 2階 会議室

問合せ先 《確定申告などに関する問合せ》 国税庁ホームページ「確定申告特集」ページをご覧ください。

《e-Tax・作成コーナーの操作などに関する問合せ》 「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」
☎ 0570-01-5901(受付：月～金曜 ※祝日等および12月29日～1月3日を除く)

《確定申告等に関する問合せ》 富岡税務署 ☎ 63-2235(自動音声案内でご案内します)

◎ 税務署からのおしらせ

【医療費控除を適用する人へ】 平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。税務署から記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示もできます。

【配偶者控除・配偶者特別控除の改正について】

※平成30年分の確定申告から次のとおり改正されます。

▷ **配偶者控除** 申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けられません。控除額は、申告者本人の合計所得金額に応じ、①900万円以下の場合は38万円(48万円)、②900万円超950万円以下の場合は26万円(32万円)、③950万円超1,000万円以下の場合は13万円(16万円)です。※()内の金額は、老人控除対象配偶者(控除対象配偶者のうち、昭和24年1月1日以前に生まれた人)の場合です。

▷ **配偶者特別控除** 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なることとなりました。詳細は、国税庁ホームページ「タックスアンサーNo.1195」をご覧ください。なお、申告書本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除の適用はありません。

「障害者控除対象者認定書」を交付します

所得税や町県民税の申告をする際に「障害者控除対象者認定書」を提示すると、本人または扶養者が障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。認定書の交付については、介護認定の資料をもとに判定します。

対象者 次のすべてに該当する人

①町内に住所を有する65歳以上の人

②介護保険の要介護1～5に認定された人

③障害者手帳の交付を受けていない人

④町の判定基準を満たしている人

※詳しくは、町ホームページ(<http://town.kanra.lg.jp>)をご覧いただきか、係までお問合せください。

問合せ先 にこにこ甘楽 町健康課介護保険係 ☎ 67-7655(内線621・622)